

◆「新しい川崎」メール版◆

—2025年12月2日第205号—

<目次>

● 川崎市が18歳と22歳の個人情報を自衛隊に提供しないことを求めます。

◆ 今回の「給特法」の改定では、学校がもたない！

▲ お知らせコーナー

① 12/5 第16回中原・平和をねがう原爆展

② 12/8,9 川崎市議会本会議 代表質問

12/8(月)自民党、みらい

12/9(火)公明党、共産党、

③ 12/17 川崎市社会保障推進協議会第32回総会

④ 12/20 沖縄に連帯する神奈川のつどい

★ 編集後記

● 川崎市が18歳と22歳の個人情報を自衛隊に提供しないことを求めます。

11月26日、川崎市議会開会日に、いのちと暮らしを守る川崎市民連絡会は、2025年第4回市民要求実現アクションを市役所前で実施しました。

当日は、8名の市民から、川崎市長、市議会議員への要求スピーチが行われました。その中で、今号では、中原革新懇の栗原さんの発言を紹介します。

中原革新懇の栗原です。

みなさん！「人権」とは何か！？

私、辞書で調べました。「人間が人間らしく幸せに生きる為に生まれながらにして持っている権利！」と出ていました。

当然そこには「個人のプライバシー」も入っています。

つまり、個人の住所や生年月日等を勝手に知らせたりする事は憲法違反、人権侵害、そして川崎市の個人情報保護条例にも違反してゐる事になります。

しかし川崎市は2017年からこの情報(18歳と22歳の青年の4情報、住所、氏名、性別、生年月日)を自衛隊に提供しています。

住民基本台帳というのが有りますが、これが2006年に改定されています。

それまでは回覧自由だったのが、やはりこれでは良くないという事で原則非公開になりました。
地方自治体でも特別な理由がなければ勝手に見たり出来ないです。

それでも全国的には、2019年に安倍元首相が自民党大会で「名簿の提出で自衛隊に協力しない自治体が6割も有る！」と発言をしてから、青年の情報を自衛隊に提供する自治体がやたら増えました。

2019年川崎市議会で共産党の宗田議員がこの問題で福田市長を追及しました。

「憲法でも、また、市の個人情報保護条例でも禁止されている事をやっている事の法的根拠は何か！」と問いました。

福田市長は、法的根拠を聞いているのに、これに答える事が出来ずに、「総合的に判断している！」と逃げました。

昨年3月、奈良県の男子高校三年生の所に自衛隊からの勧誘の案内が届きました。
本人も家族も驚きました。

何故、私の住所や生年月日が自衛隊に知らされているのか！と。

そして、その青年が、憲法違反、人権侵害ではないか！と裁判に訴えました。

また昨年8月には、北海道の共産党の元衆議院議員が、この件に関し、防衛省に問い合わせました。

防衛省から「情報提供は、お願いであり、強制ではありません。

情報提供しなかったといって、自治体が不利益を受ける事はありません！」と文書で回答がありました。

皆さん、川崎市が青年の情報を自衛隊に提供することを止めても何も問題がないという事ではないでしょうか！

私達、中原革新懇は、今度の議会に「青年の個人情報を自衛隊に提供するのを止めて下さい！」の陳情署名を提出します。

この問題をもっと市民に知らせ、大きな声にして運動を広げていきたいと思っています。

皆さん頑張りましょう！以上です。

◆今回の「給特法」の改定では、学校がもたない！

川崎市教職員連絡会の機関紙「ほんりゅう川崎 176 号」では、今年 6 月通常国会で可決成立した「公立の義務教育諸学校等に関する特別措置法(給特法)の改定では、長時間労働も教員未配置も解消できない！」と怒りの声を上げています。

改正案は、自公、立民、維新、国民民主などの賛成多数で成立。法律の可決成立にともない、各自治体はその具体化を進めています。

川崎市教育委員会も 12 月市議会に議案提案を行い、質疑が行われ、可決しました。

しかし、その提案内容は、教職員の働き方改革には程遠いものです。、

＜定額働かせ放題はそのまま＞

川崎市教委は 2024 年度調査での 1 カ月当たりの「時間外在校等時間」(注:市教委が、教員の超過勤務時間の事実をごまかす言葉)は、小学校で 35 時間、中学校で 59 時間と認める一方で、超勤手当を支給せず、「教職調整額」を給料月額の 4% から 5% に引き上げる「改正」を 2026 年 1 月から実施する。

市教委は、教職調整額 5% は、およそ 10 時間分の労働時間になる、と回答。

つまり、定額(5%)を払うだけの定額働かせ放題はそのまま維持するとしたのです。これでは、教員の長時間勤務はなくなりません。

＜教員の処遇改善はホント？＞

調整額 1% の処遇改選と言いながら、じつは、全員に払われている「義務教育等教員特別手当」を、3 分の 2 に減額します。これは、本給の 1.5% から 1% への減額です。

一方で、担任の教員だけには、新たに「担任手当 3000 円」を支給するとしています。

これでは、担任外の教員はそのまま手当が削減されます。担任手当の支給は、各自治体に裁量権があります。

同じ政令市の神戸市等では、全ての教職員に担任手当の財源を均等に支給することとしているとのことです。

担任と担任外の教員の間に差別を持ち込むものであり、導入すべきではありません。

＜教員の長時間労働は改善されるのか？＞

今回の改正では「教育職員の時間外在校等時間を令和 11 年度までに 1 月当たり平均 30 時間程

度に縮減する」ことを盛り込みました。

そして、「地方公共団体の裁量にも留意しつつ、その実現に向けた工程表の策定を行うこと。」を付帯決議としました。

教員に30時間の時間外労働を容認することも大問題ですが、30時間の実現のための具体的な施策はないのです。

教員は増やさず、教員の授業時数を減らすこと也没有。教員の未配置ゼロへの抜本的な提案もありません。

このままでは、文科省→教育委員会→学校管理職への「表面的な時間外勤務縮減の圧力」が増え、その結果、時短ハラスマントの増加、持ち帰り仕事が増えるだけです。

教員を増やし、教員の授業担当時間を1日4コマ以下にすることが緊急に必要です。国がやらないならば、川崎市が独自に施策を進めるべきなのです。

教員の働き方を改善し、教員が本来の役割を發揮できれば、安心して通える学校を子どもたちに保障することができます。

それは子どもや保護者のためだけではなく、希望ある市民社会を造っていくためにとても大事なことではないでしょうか。

★ お知らせコーナー

① 第16回中原・平和をねがう原爆展

12/5(金)～10(水) 10時～17時

中原市民館

主催 平和をねがう原爆展実行委員会 連絡先 090-1844-8233(清水陽子)

② 川崎市議会本会議 代表質問

12月8日(月)自民党、みらい

12月9日(火)公明党、共産党、

維新の会

傍聴希望者は、市役所22階の議会

局で傍聴手続きをしてください。

③ 川崎市社会保障推進協議会第32回総会

12/17(水)

産業振興会館第3研修室

9:30～記念講演 林 信悟（中央社保協事務局長）

「医療費の4兆円削減と市民への影響」

10:30～第32回定期総会

参加費 無料 どなたでも参加できます。

連絡先 090-4829-2414（川崎社保協）

④ 沖縄に連帶する神奈川のつどい

12/20（土）13:30 開会

横浜市健康福祉センターホール（桜木町駅徒歩5分）

講演 高良沙哉参議院議員

あいさつ 玉城デニー知事

資料代 1000円

連絡先 045-663-0041（日中友好協会）

★編集後記

もうだいぶ枯葉になってきて落ち葉が舞い散るようになってきました。

今年は朝晩の急な冷え込みが、この川崎市内にも素敵な紅葉をもたらしました。

行楽地に足を延ばすまでもなく、市内で素敵な紅葉を堪能する事が出来ました。

「そんなことより」国政が大変なことになりそう。

立憲民主党の野田氏が企業・団体献金に関してただしたのに対し、高市首相は「そんなことよりも定数の削減をやりましょうよ」と切り返した。

「そんなこと」というほどに、高市氏にとって政治資金問題は軽い課題なのでしょう。

衆院の過半数を取り戻した高市政権。

「数の力」を得たとして、その暴走に拍車がかかりそうです。（Y）

☆☆ チェンジかわさき！☆☆

川崎民主市政をつくる会

〒211-0011 中原区下沼部 1880

お問い合わせ

mailmag@newkawasaki.jp

公式ホームページ

<https://newkawasaki.jp>

☆☆**チェンジかわさき！☆☆**